住所　富山市三室荒屋77番地
牟鐘華　昭和36年10月27日生
陳暁宇　昭和59年8月13日生
陳暁峰　昭和62年7月14日生
住所　福岡市東区箱崎ふ頭3丁目7番24号
張吉龍　昭和39年4月9日生
住所　千葉県我孫子市我孫子2丁目5番121号
朴正美　昭和33年7月14日生
住所　愛知県あま市七宝町下之森河原108番地
許公詩　平成元年3月23日生

○外務省告示第三百三十号

平成二十二年六月二十五日にブリュッセルで、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定及び同協定についての合意された議事録の署名が行われ、同協定及び同議事録は、同日に効力を生じた。

平成二十二年七月十二日　外務大臣　岡田　克也

情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定

日本国政府及び北大西洋条約機構は、

日本国及び北大西洋条約機構が、共通の価値観及び世界全体の安全保障上の課題に対する共通の責任感を共有していることを考慮し、

共通の関心を有する政治問題及び安全保障に関連する問題を協議すること並びにこれらの問題に関する協力を拡大し、及び強化することに合意し、

これらに関する実効的な協力は、機微な又は限定的に開示されている情報及び資料の締約者間の交換を伴うことを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約者は、

(i) 他方の締約者の情報又は資料を保護し、及び防護する。

(ii) (i)に規定する情報又は資料が秘密の指定を受けているものである場合には、当該情報又は資料が、いずれかの締約者がその出所元の情報又は資料に関して定めた秘密指定を保持することを確保し、及び当該情報又は資料を合意された共通の基準で防護する。

(iii) 交換される情報又は資料を協力活動の枠組み並びに当該協力活動に関連する決定及び決議に定める目的以外の目的のために使用してはならない。

(iv) (iii)に規定する情報又は資料を当該情報又は資料の出所元の同意なしに第三者に開示してはならない。

第二条

(i) 日本国政府は、公的任務の遂行に当たって協力活動の下で交換される情報又は資料へのアクセスを必要とし、又はそれにアクセスすることができる自国の国籍を有するすべての者に対して当該情報又は資料へのアクセスを認めるのに先立って、当該者が当該情報又は資料を取り扱う資格を適切に付与されることを約束する。

(ii) 北大西洋条約機構は、公的任務の遂行に当たって協力活動の下で交換される情報又は資料へのアクセスを必要とし、又はそれにアクセスすることができるすべての者に対して当該情報又は資料へのアクセスを認めるのに先立って、当該者が当該情報又は資料を取り扱う資格を適切に付与されることを約束する。

(iii) 秘密情報取扱資格の決定手続は、個人が秘密の情報又は資料に対して当該秘密の情報又は資料の保護を危うくさせることなしにアクセスすることができるか否かについて決定することを目的とするものとする。この場合において、当該個人が信用できかつ信頼し得るか否かということを考慮する。

住所　愛知県豊田市豊栄町6丁目236番地
尹在福　昭和16年8月14日生
趙末南　昭和22年10月20日生
住所　大阪府八尾市安中町6丁目6番13号
李清行　昭和42年6月11日生
李京香　平成10年6月13日生
李燦香　平成11年10月7日生
李江里子　平成13年2月26日生
住所　愛知県一宮市定水寺字山ヶ作24番地3
李龍春　昭和51年2月8日生

第三条

(i) 北大西洋条約機構保安部（北大西洋条約機構事務総長及び北大西洋条約機構軍事委員会議長の指揮の下に置かれ、かつ、これらの者を代表する機関であって、北大西洋理事会及び北大西洋条約機構軍事委員会の名において、かつ、それらの権威の下に行動するもの）は、協力活動の範囲において交換される秘密の情報又は資料の保護のための情報保護に係る取決めについて責任を有する。

(ii) 日本国政府は、北大西洋条約機構保安部に対して同様の責任を有する自国の情報保護に係る当局を通報する。

第四条

日本国政府と北大西洋条約機構の間において、別途の行政上の取決めを作成する。当該行政上の取決めは、特に、交換される情報又は資料についての相互保護の基準及び日本国の情報保護に係る当局と北大西洋条約機構保安部との間における連絡について定めるものとする。

第五条

責任を有する情報保護に係る当局は、日本国政府と北大西洋条約機構との間におけるすべての秘密の情報又は資料の交換に先立って、情報又は資料を受領する締約者が当該情報又は資料の出所元の要請に従って当該情報又は資料を保護する用意があることについて、相互に十分に確認する。

第六条

(i) この協定は、署名の日に効力を生ずる。

(ii) この協定は、一年間効力を有し、一方の締約者が他方の締約者に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

(iii) この協定の終了の後においても、他方の締約者のすべての情報又は資料については、この協定の規定に従って保護するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

二千十年六月二十五日にブリュッセルで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
横田淳

北大西洋条約機構のために
アナス・フォー・ラスムセン

情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定についての合意された議事録

二千十年六月二十五日にブリュッセルで署名された情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定（以下「協定」という。）に関連して、日本国政府及び北大西洋条約機構（以下「ＮＡＴＯ」という。）は、次のとおり記録することに合意した。

1　ＮＡＴＯは、ＮＡＴＯ情報保護方針その他のＮＡＴＯの情報保護関係規則に従って協定を実施するものと了解される。

2　日本国政府は、日本国において施行されている関係法令、すなわち、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）その他の関係法令に従うことを条件として協定を実施するものと了解される。

3　日本国政府及びＮＡＴＯは、この合意された議事録の1及び2に規定するそれぞれの法令及び規則の変更であって、協定の規定の適用を受ける秘密の情報又は資料の保護に影響を及ぼし得るいかなるものについても、相互に通報するものと了解される。